

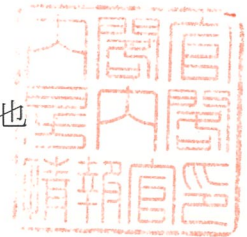


閣 情 第 773 号
令和 8 年 4 月 27 日

開示決定等の期限の延長について（通知）

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣情報官 原 和也



令和 8 年 3 月 30 日付けの行政文書の開示請求（同月 31 日受付）については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称等

国家情報会議設置法案（令和 8 年 3 月 13 日国会提出）に関する法令等協議・法令以外の協議（行政文書ファイル管理簿：内閣情報調査室分）に綴られた文書 令和 7 年度分

2 延長後の期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）（30 日間の延長）

3 延長の理由

他に処理すべき事務が多く、開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等を行うことが困難なため。

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1

電話番号 03-5253-2111（内線 83611）



閣 情 第 766 号
令和 8 年 4 月 27 日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣情報官 原 和也



令和 8 年 3 月 30 日付けの行政文書の開示請求（同月 31 日受付）については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した行政文書の名称
国家情報会議設置法案（令和 8 年 3 月 13 日国会提出）のコンメンタール（逐条解説）内閣情報調査室保有分
- 2 不開示とした理由
本件対象文書について、作成及び取得をしておらず、保有していないため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

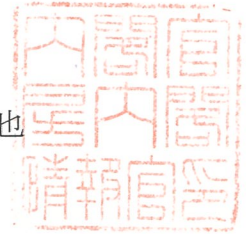
* 担当課等
内閣官房内閣情報調査室
〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1
電話番号 03-5253-2111（内線 83611）

閣 情 第 767 号
令和8年4月27日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣情報官 原 和也



令和8年3月30日付けの行政文書の開示請求（同月31日受付）については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

国家情報会議設置法案（令和8年3月13日国会提出）に関する法令等協議・法令以外の協議（行政文書ファイル管理簿：内閣情報調査室分）に綴られた文書 令和元年度分

2 不開示とした理由

本件対象文書について、作成及び取得をしておらず、保有していないため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室
〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1
電話番号 03-5253-2111（内線 83611）

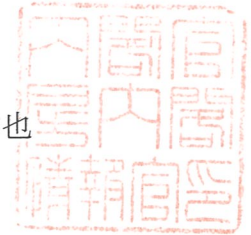


閣 情 第 768 号
令和 8 年 4 月 27 日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣情報官 原 和也



令和 8 年 3 月 30 日付けの行政文書の開示請求（同月 31 日受付）について
は、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年
法律第 42 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、開示しないことと決定しました
ので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

国家情報会議設置法案（令和 8 年 3 月 13 日国会提出）に関する法令等協
議・法令以外の協議（行政文書ファイル管理簿：内閣情報調査室分）に綴られ
た文書 令和 2 年度分

2 不開示とした理由

本件対象文書について、作成及び取得をしておらず、保有していないため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定が
あったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることが
できます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があっ
た日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）
の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所
等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以
内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくな
ります。）。

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1

電話番号 03-5253-2111（内線 83611）

閣 情 第 769 号
令和8年4月27日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣情報官 原 和也

令和8年3月30日付けの行政文書の開示請求（同月31日受付）については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

国家情報会議設置法案（令和8年3月13日国会提出）に関する法令等協議・法令以外の協議（行政文書ファイル管理簿：内閣情報調査室分）に綴られた文書 令和3年度分

2 不開示とした理由

本件対象文書について、作成及び取得をしておらず、保有していないため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室
〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1
電話番号 03-5253-2111（内線 83611）

閣 情 第 770 号
令和 8 年 4 月 27 日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣情報官 原 和也



令和 8 年 3 月 30 日付けの行政文書の開示請求（同月 31 日受付）について
は、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年
法律第 42 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、開示しないことと決定しました
ので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

国家情報会議設置法案（令和 8 年 3 月 13 日国会提出）に関する法令等協
議・法令以外の協議（行政文書ファイル管理簿：内閣情報調査室分）に綴られ
た文書 令和 4 年度分

2 不開示とした理由

本件対象文書について、作成及び取得をしておらず、保有していないため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定が
あったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすること
ができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があっ
た日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）
の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所
等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以
内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくな
ります。）。

* 担当課等

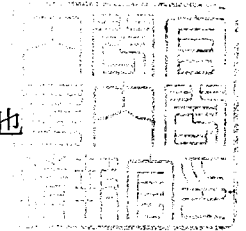
内閣官房内閣情報調査室
〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1
電話番号 03-5253-2111（内線 83611）

閣 情 第 771 号
令和8年4月27日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣情報官 原 和也



令和8年3月30日付けの行政文書の開示請求（同月31日受付）については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

国家情報会議設置法案（令和8年3月13日国会提出）に関する法令等協議・法令以外の協議（行政文書ファイル管理簿：内閣情報調査室分）に綴られた文書 令和5年度分

2 不開示とした理由

本件対象文書について、作成及び取得をしておらず、保有していないため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

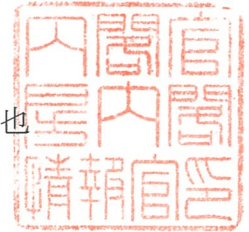
電話番号 03-5253-2111（内線 83611）

閣情第 772 号
令和 8 年 4 月 27 日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣情報官 原 和也



令和 8 年 3 月 30 日付けの行政文書の開示請求（同月 31 日受付）については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

国家情報会議設置法案（令和 8 年 3 月 13 日国会提出）に関する法令等協議・法令以外の協議（行政文書ファイル管理簿：内閣情報調査室分）に綴られた文書 令和 6 年度分

2 不開示とした理由

本件対象文書について、作成及び取得をしておらず、保有していないため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1

電話番号 03-5253-2111（内線 83611）